

海外事業展開助成事業のご案内

山形県内企業、商工団体、農業生産者及び農業団体（以下「県内事業者」という。）が新たに海外との取引、海外展開を図ろうとする際に必要となる信用調査や輸出に係る検査・証明書取得等に対する費用の一部を助成いたします。（この「海外事業展開助成事業」は、山形県の委託を受け、国際機構が実施しております。）

対象経費とその例

- ◇ 海外企業との取引を開始するための企業信用調査経費等
 - ・ 企業信用調査費 ・ 契約書の翻訳費 ・ バイヤー訪問や招へい時等の通訳雇用費
 - ◇ 海外へ輸出するための成分検査等の検査経費等
 - ・ 栄養成分検査費 ・ 残留農薬検査費 ・ 放射能検査費
 - ・ 原産地証明書の発行費（登録費を含む）
 - ◇ 海外へ輸出するための各種認証取得経費等
 - ・ 商品登録費
 - ◇ 海外事業展開を図るための有料セミナー、研修等の参加経費等
 - ・ 有料セミナーや研修参加費
 - ◇ 海外事業展開を図るための知的財産権取得経費等
 - ・ 特許取得費 ・ 商標登録費 ・ 意匠登録費
 - ◇ 海外向け商品開発に係る経費等
 - ・ デザイン費や試作費（海外向け商品、商品ラベル、パッケージ、パンフレット、カタログ、ホームページ、紹介動画、その他販促グッズ）
- （平成30年4月1日から平成31年3月31日に支出したものに限りです。）

■ 助成事業概要 ■

- ◆ 対象者
海外事業展開を図ろうとしている県内事業者
- ◆ 助成額
1件につき経費の1/2、または5万円のいずれか低い額
※ 1社につき上限5万円まで、複数回の利用が可能。
- ◆ 受付期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日
※ ただし、予算に限りがありますので、お早めにお申込みください。
- ◆ 申込方法
 - ① 事前に当機構へ申請内容などについてご相談ください。
 - ② 相談後、「海外事業展開助成金交付申請書兼請求書」（別紙様式1号）を下記窓口までご郵送、またはご持参ください。
 - ※ お申込みの際は、実施要領をご確認願います。
 - ※ 予算の範囲での助成となりますので、お早めの申込みをお願いします。
 - ※ 新規の方向けに予算を拡充しておりますので、是非お申込みください。



一般社団法人 山形県国際経済振興機構 担当：小林・高橋
〒990-0042 山形市七日町3丁目5番20号 富士火災ビル5階
Tel：023-687-1127 Fax：023-687-1129
URL：http://www.yamagata-export.jp/

